

告 示

埼玉県告示第千三百六号

平成二十九年埼玉県告示第千百六十七号で公示した公共測量は、平成二十九年十月十二日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上田清司